

議会改革と 議会基本条例推進協議会

「議会改革」が地方議会で盛んに取り組まれています。誰のための改革か、誰の改革か、不明確ともいわれています。当市議会でも市民への情報提供がどこまで波及・浸透しているか不明な点もあり、同様の課題があると捉えています。

二元代表制

首長と議会議員とともに住民が直接選挙で選ぶ制度で、これを二元代表制と言います。住民を代表する首長と議会が相互の「抑制と均衡」により対等の機関として、地方自治体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視します。議員には質疑を通じてその政策の完成度や問題点をチェックする。第一に求められる議会の重要な

仕事です。

議会基本条例

市議会は平成23年に、まちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託にこたえるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すことを定め、「市民との約束」を明文化した「高山市議会基本条例」を制定しました。

議会基本条例推進協議会

議会基本条例（以下「基本条例」という）制定から4年が経過した平成27年に、基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論できる場として、全員をもつて構成する議会基本条例推進協議会（以下

「推進協」という。）を設置。下部組織に第一分科会を、更にワーキンググループを設置し議会改革の検証や取り組みを協議しています。

議会基本条例に定める議会改革とは

◎主な項目

- ・ 議員間討議の実施
 - ・ 市民意見の把握
 - ・ 政策提言の実施
 - ・ 広報広聴機能の強化
 - ・ 請願・陳情者の意見聴取の機会創出
 - ・ 一問一答方式と反問権の付与
 - ・ 論点情報の形成
 - ・ 議会組織の見直し
 - ・ 議員研修の実施
 - ・ 政治倫理の確立
 - ・ 議員定数・報酬についての調査研究
 - ・ 評価制度の確立
- などが挙げられます。推進協では、論点ごとに、全体会、分科会、ワーキンググループを使い分けて、検証及び取り組みを協議しています。

平成28年度までの取り組みについては、ホームページの議会白書や取り組みを協議しています。



議会白書
QRコード

書を御参照ください。議会白書においては、論点ごとに検証した結果・実施・一部実施・未実施と実施状況と取り組みの内容を示しています。

推進協の現在の取り組み

現在、推進協で取り組んでいる主なものは、議会運営委員会及び広報広聴委員会の視察報告（P18参照）でも触れています。①議員定数・報酬は適正であるのか ②政治倫理規程の制定 ③議会評価制度の確立 ④地域別市民意見交換会のあり方を中心に、検証・今後の取り組みについてを協議しています。9月14日に、推進協

（全体会）を開催し、今後の取り組みの方向性を確認しました。

◎議員定数・議員報酬

議会アドバイザーへの訪問相談を踏まえ、多様性を担保するための市議会における最低限の議員数の考え方など全議員で議論し、一定の認識を共有し現行体制の妥当性を確認すること。改選後の審議の経過の枠組みも示し、市民の皆さんにお示しできる議員間の議論を重ねることに実施します。

◎政治倫理規程の確立

政治倫理確立のための申し合わせ事項及び基本条例において、基本理念、議会の活動原則、議員の責務及び活動原則が位置づけられており、新たに条例を制定することはしません。今回は、それらに抵触した場合の対応として、規則で手続きを定めることとし、規則の中で調査委員会を設

置することを確認。議員間の協議を重ね、市民の皆様にお知らせいたします。

◎議会評価制度の確立

議会点検評価委員会（仮称）議会モニター（仮称）の設置を検討。それらの担う役割をしっかりと分ける。議会の内部評価は、議会運営委員会、広報広聴委員会に加え、常任委員会が実施し、点検評価委員会にてチェックを受け、議長を経て公表。議員の評価は、活動目標に対する評価を文書で行い、定型の様式は用いない。公表方法は議会評価と同様。内部評価は議会及び議員が、それぞれ使命を背負い市民のための仕事に責任を持って担っていることを示すための評価であり、それらを示した上で、外部評価（点検評価委員会・市民）いただけるよう議員間の議論を重ね評価制度の確立に努めてまいります。